



肥料価格高騰対策事業について



肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様への肥料費を国が支援する事業です。

※出荷・販売実績のある農業者に限ります。



支援の対象となる肥料

令和4年11月から令和5年5月に購入した肥料(春肥として使用した肥料)が対象です。

令和4年6月から令和4年10月に購入した秋肥(追加申請も受付)

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について、その**7割**が支援金として交付されます。

$$\text{支援金} = \left[\text{当年の肥料費} - \frac{\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}}{\left[\begin{array}{c} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right] \left[0.9 \right]} \right] \times 0.7$$

*参考：昨年秋肥、本年春肥いずれも価格上昇率は1.4倍
(参考：本年春肥の購入額が100万円の場合、支援金は14.4万円)

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- ① 本年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(領収書、請求書など)
- ② 化学肥料2割低減に向けた取組に2つ以上取組むこと

※裏面参照



化学肥料低減に向けた取組メニュー

- ア 土壌診断による施肥設計
- イ 生育診断による施肥設計
- ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入
- エ 堆肥の利用
- オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）
- カ 食品残渣など国内資源の利用（エとオ以外）
- キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用
- ク 緑肥作物の利用
- ケ 肥料施用量の少ない品種の利用
- コ 低成分肥料（単肥配合を含む）の利用
- サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等も含む）
- シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用
- ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用
- セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～スに係るものを除く）
- ソ 地域特認技術の利用

「令和4年度又は令和5年度に左記取組メニューより**2つ以上の取組が必要です**。これまで既に取組んでいるものもカウントできます。（その場合は、1つ以上は新しい取組または従来の取組の強化・拡大が必要）



申請方法

- ◎ JAべっぴん日出で肥料を購入された方は、営農企画経済課、購買センター、指導販売課、直販課で申請を受付致します。
- ◎ 申請時に必要な書類などは次のとおりです。また、参加農業者ごとに作成して頂くようになります。

- ①化学肥料低減計画書(様式第2号)
- ②対象期間に購入したことが分かる資料(領収書、請求書など)
- ③通帳の写し(申請者と同一名義のもので、JAべっぴん日出の口座に限る)

※生産者名義で購入した肥料は、申請期間の取引明細が発行出来ますのでご相談ください。

申請受付期限、支援金交付時期

申請受付期間 : 令和5年7月31日(月)

支援金交付時期 : 県協議会の審査終了後(令和6年2月頃を予定)

お問合せ先

購買センター	0977-72-4472	営農企画経済課	0977-72-2218
指導販売課	0977-72-2175	直販課	0977-24-3200